



金 沢 市 公 報

第 3 0 9 1 号

令和4年(2022年)10月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○ 開発行為に関する工事の完了について	
● 告 示			(建築指導課) 3
○ 自転車等を移動し、保管したことについて		● 監査公表	
(歩ける環境推進課)	1	○ 監査公表 (第11・12号)	(監査事務局) 3
○ 自転車等を撤去し、保管したことについて		● 農業委員会告示	
(")	2	○ 令和4年第10回金沢市農業委員会総会の招集	
○ 地縁による団体の告示された事項の変更につ		について	(農業委員会事務局) 6
いて	2	● 公営企業告示	
● 公 告		○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水	
○ 予防接種の対象者の範囲の変更について		の処理の開始について	(建設課) 7
(新型コロナワクチン接種推進室)	3		

告 示

●金沢市告示第269号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和4年10月21日

金沢市長 村 山 卓

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営竪町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 100台
 小型自動二輪車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 令和4年9月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市二口町ニ24番地5
 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 令和4年10月22日から令和5年1月21日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第270号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和4年10月21日

金沢市長 村 山 卓

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西大桑町地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
矢木3丁目地内	自 転 車	1台
玉鉦2丁目地内	自 転 車	1台
八日市出町地内	自 転 車	1台
駅西本町3丁目地内	自 転 車	1台
長町1丁目地内	自 転 車	5台
駅西本町5丁目地内	自 転 車	1台
新神田2丁目地内	自 転 車	1台
昭和町地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 令和4年9月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 (1) 期間
 令和4年10月22日から令和5年4月21日まで
 (2) 場所
 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年10月21日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
御所町一丁目 目町会	代表者の氏 名及び住所	齋藤 真一 金沢市御所町1丁目336番地	辻端 恭平 金沢市御所町1丁目298番地	令和4年3月6日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種について、予防接種を行う対象者の範囲の変更があったので、次のとおり公告します。

令和4年10月21日

金沢市長 村 山 卓

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
新型コロナウイルス感染症	5歳以上の者	生後6月以上の者	令和4年10月24日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年10月21日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の 位置及び区域
金沢市三口新町2丁目325番1から325番5まで	金沢市三口新町3丁目3番18号 株式会社不動産総合センター 代表取締役 永原 源八郎	道路 金沢市三口新町2丁目325番4

監 査 公 表

●金沢市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年10月21日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
金沢市監査委員 中 村 哲 郎
金沢市監査委員 久 保 洋 子
金沢市監査委員 秋 島 太

1 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年9月20日
- (2) 措置を講じた局等 文化スポーツ局文化財保護課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年1月12日（平成28年監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
2 財産管理に関する事務 (1) 財産管理事務 〔指摘事項〕 「旧田上家」について、財産取得以降、施設修繕等の必要な措置がなされないままとなっているので、管理に	「旧田上家」については、機械警備による防火防犯設備を整えたほか、令和3年12月に国の認定を受けた「金

<p>適正を期す必要がある。</p> <p>〔改善意見〕 「旧田上家」について、隣接する建物との一体的な保存整備を含め、今後の活用のあり方について検討することが望まれる。</p>	<p>沢市文化財保存活用地域計画」において、旧城下町区域における重点措置としてその修理復元及び公開活用を明記した。 今後、この計画に則り、文化財として適切な修理、整備を進めていく。</p> <p>令和3年12月に国の認定を受けた「金沢市文化財保存活用地域計画」において、歴史的建造物及びその敷地の取得を含めた保存・活用を明記した。 今後、この計画に基づき、一体的な保存整備を進めていく。</p>
---	---

●金沢市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年10月21日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年9月22日
- (2) 措置を講じた局等 福祉健康局福祉政策課、こども未来局子育て支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成25年4月11日（平成25年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・人口減少社会への対応について 意見（17ページ） 少子高齢化社会への取組において、現状の課題に対応して、横断的な政策調整を行う体制の整備が望まれる。</p>	<p>令和3年度の組織改革において、次代を担う子どもたちへの支援施策を総合的かつ重点的に推進するために「こども未来局」を新設した。併せて「福祉局」と「保健局」を「福祉健康局」に統合することで、高齢者等への福祉・健康・医療施策が一体的かつ効率的に提供できるよう執行体制の見直しを行った。なお、令和4年度に策定する次期「金沢市地域福祉計画」においても、政策調整に必要な部局横断的なワーキンググループを設置するなど、事務執行体制の充実に努めた。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年9月22日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局子育て支援課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成25年4月11日（平成25年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・かなざわ子育て夢プランの全体評価部署について 意見（21ページ）</p> <p>「かなざわ子育て夢プラン2010」については、金沢市少子化対策推進会議における議論の充実化、横断的な評価のためにも、「後期行動計画策定の手引き」に則り、まずは、各事業実施部署で個別事業を評価し、次に、計画全体についての責任部署で計画の総合評価を行うなど、自己評価の結果を明確にした上で金沢市少子化対策推進会議において説明し、意見を受けるといった評価プロセスが必要である。</p>	<p>令和2年度からの「かなざわ子育て夢プラン2020」の掲載事業の事業評価については、各事業実施課で個別事業の評価を行った上で、計画の責任部署である子育て支援課で総合評価を行い、金沢市子ども・子育て審議会において進捗を説明し、意見を受けるよう見直しを行った。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年9月28日
- (2) 措置を講じた局等 福祉健康局福祉政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和4年4月11日（令和4年監査公表第5号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・地域安心生活支え合い事業について 指摘事項（185ページ）</p> <p>業務完了後に受託者が提出する委託結果報告書には、仕様書で指示されたすべての事業についての結果を記載させる必要がある。</p>	<p>従来の委託結果報告書における事業内容欄では、実施地区ごとに主な取組みを記載する形であったため、委託契約書に掲げられたすべての事業項目に対する結果報告にはなっていなかった。</p> <p>そのため、事業項目ごとに取組み内容を記載する形に変更し、掲げられたすべての事業項目の結果を記載するよう見直しを行った。</p>

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年9月28日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局緑と花の課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和3年4月12日（令和3年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・総論について 指摘事項（28ページ）</p> <p>緑のまちづくり計画における令和元年度の取組や活動について、進捗状況や目標達成状況、検証結果等を早急に公表すべきである。</p> <p>・金沢市緑のまちづくり審議会経費について 意見（63ページ）</p> <p>緑のまちづくり計画の進捗状況について、緑のまちづくり審議会へ報告を行い、結果に対する助言や提言を受ける必要がある。</p> <p>・公園維持管理費について 意見（121ページ）</p>	<p>令和元年度の緑のまちづくり計画全体の取組、活動等について、進捗状況及び目標達成状況等をホームページに掲載した。</p> <p>取組や活動の進捗状況及び目標達成状況等について、審議会へ報告し、委員から助言及び提言を受けた。</p> <p>公園施設日常点検業務について、業務内容ごとに発注</p>

<p>公園施設日常点検業務について、業務ごとの発注や入札の実施を検討する必要がある。</p>	<p>し、入札を実施した。</p>
<p>・公園保守管理費について 意見（130ページ） 公園内草ごみ等収集運搬処分業務について、作業時間に含まれる業務内容をより明確にする必要がある。</p>	<p>公園内草ごみ等収集運搬処分業務について、作業時間に含まれる業務内容を仕様書に詳細に記載するとともに、作業日ごとの収集・搬入場所と作業時間を記載した書類を追加した。</p>
<p>・公園保守管理費について 意見（132ページ） 観光地周辺公園内便所巡回点検業務について、公園内便所清掃業務（観光地周辺）と一体で契約することを検討する必要がある。</p>	<p>観光地周辺公園内便所巡回点検業務及び公園内便所清掃業務について、一括して発注した。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和4年9月28日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会生涯学習課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和4年4月11日（令和4年監査公表第5号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・地区公民館運営委託事業について 意見（54ページ） 施設訪問時のチェック項目を設け、有効に活用できていない場合は是正を促すなど、適正な施設運営を確認する体制の構築を検討する必要がある。</p>	<p>地区公民館をブロックごとに職員を割り振り、その職員が定期的に公民館を訪問し、適正な施設運営ができていないかチェックリストによって確認することにより、活用できていない場合は指導を行うこととした。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、令和4年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和4年10月21日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
令和4年10月27日午後3時
- 2 場所
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 非農地証明願について
 - (4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第15号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和4年10月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和4年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 須崎町の一部
 - (2) 上荒屋5丁目及び専光寺町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和4年(2022年)10月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄